

## 相続登記の申請義務化に向けた 全国一斉『遺言・相続』相談会開催について

島根県司法書士会（会長 皆本 雅樹）では、令和6年4月1日施行の相続登記の申請義務化に向け、日本司法書士会連合会と全国50の司法書士会及び関連団体と共催で、全国一斉『遺言・相続』相談会を開催いたします。当日は、全国で面談相談、電話相談の相談体制を予定しております。

本相談会では、相続登記に関する相談に応ずるほか、最近、相談が増えつつある遺言の作成等の円滑な相続を行うための準備に関する相談にも応ずることを予定しています。

また、日本に不動産を有する外国人に相続登記の申請義務化を周知し、遺言・相続手続に関する相談ニーズに応えるため、英語、韓国語、中国語（中文）、ポルトガル語、スペイン語による電話相談体制も予定しております。

### 実施概要

■ 開催日 令和6年2月17日（土）

■ 実施方法・時間

① 対面による面談相談 13時～17時

会場：朝日公民館（松江市東朝日町49）

② 電話相談 10時～16時（当日のみ通話可能）

☎0120-339-279

③ 多言語電話相談 10時～16時（当日のみ通話可能）

☎0120-442-333

■ 予約受付 面談相談は要予約

☎0852-24-1402（平日10時～16時）

■ 相談料 無料（個別継続相談は有料）

本件に関するお問い合わせ先

☎ 0852-24-1402（島根県司法書士会事務局）